

建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づく特定防災細街路を指定しましたので、建築基準法施行規則第 10 条の規定に基づき公告します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 11 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

1 指定事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	水平距離指定に係る道路の部分の位置
第 0004 号	平成 27 年 11 月 9 日	4.00 メートル	20.95 メートル	京都市北区出雲路立テ本町 103 番 4, 108 番, 108 番 70, 108 番 71, 108 番 104, 108 番 105, 108 番 106, 108 番 107

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)